

平成23年第3回美祢市議会定例会会議録(その2)

平成23年9月12日(月曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
3番	有 道 典 広	4番	高 木 法 生
5番	萬 代 泰 生	6番	三 好 睦 子
7番	山 中 佳 子	8番	岩 本 明 央
9番	下 井 克 己	10番	河 本 芳 久
11番	西 岡 晃	12番	荒 山 光 広
13番	柴 崎 修一郎	14番	田 邊 諄 祐
15番	山 本 昌 二	17番	原 田 茂
18番	村 上 健 二	19番	河 村 淳
20番	大 中 宏	21番	南 口 彰 夫
22番	安 富 法 明	23番	徳 並 伍 朗
24番	竹 岡 昌 治	25番	布 施 文 子
26番	秋 山 哲 朗		

2.欠席議員 なし

3.欠 員 1名

4.出席した事務局職員

議会事務局長 重 村 暢 之
議会事務局 岡 崎 基 代
主 査

議会事務局 岩 崎 敏 行
主 査

5.説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	副 市 長	林 繁 美
総 務 部 長	波 佐 間 敏	総合政策部長	田 辺 剛
市民福祉部長	金 子 彰	病院事業局長	藤 澤 和 昭
建設経済部長	伊 藤 康 文	管理部長	福 田 和 司
総務部次長	倉 重 郁 二	総合観光部長	奥 田 源 良
総合政策部長	篠 田 洋 司	総 務 部 長	白 井 栄 次
総合政策部長	久 保 毅	財政課長	永 富 康 文
次長		市民福祉部長	
下水道事業局長		高齡福祉課長	
		教 育 長	

教育委員 会長
事務局
會計管理 者
秋芳 總 合 長
支所 委員 長
監査 委 局 長
事務 委 員
建設 經 濟 部 長

山 田 悦 子
古 屋 勝 美
杉 本 伊 佐 雄
西 山 宏 史
秋 枝 秀 稔

消 防 長
美 東 總 合 長
支 所
代 表 監 査 委 員
教 育 委 員 會 事 務 局 長
次 農 業 委 員 會 長
事 務 局

坂 田 文 和
藤 井 勝 巳
三 好 輝 廣
石 田 淳 司
西 田 良 平

6 . 付議事件

日程第 1 會議録署名議員の指名について

日程第 2 配食サービスに関する訴訟について

7 . 會議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

議会事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

本日、机上に配してございますものは、議事日程表（第2号）、以上1件でございます。御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、岩本明央議員、下井克己議員を指名いたします。

日程第2、配食サービスに関する訴訟についてを議題といたします。

市長から報告を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） おはようございます。本日ここに、私の報告にかかわります御配慮をいただきましたこと、議長を始め、議員の皆様方に御礼を申し上げたいというふうに思います。

さて、去る9月1日の本会議初日の冒頭において御報告いたしました配食サービスに関する訴訟の件につきまして、今後の対応を決定いたしましたので、議員の皆様並びに市民の皆様へ御報告をさせていただきます。

さきにお知らせをいたしましたとおり、配食サービスに関する訴訟は全部で4件提起されておりますが、このうちの2件は食器の目的外使用に関する事件であり、その訴えの内容は、配食サービス事業者が配食サービスに使用する食器を目的以外に使用して市に損害を与えたとして、市が当該配食サービス事業者に対して損害賠償を請求することの義務づけを求めるとともに、市がこの請求を怠っていることが違法であることの確認を求める訴訟であります。

この食器の目的外使用に関する合併前の旧美祢市における平成15年度の事件につきましては、市の主張が認められ、原告の請求を棄却をするという判決となったことから、この判決を受け入れ、控訴しないことにいたしました。

なお、控訴期限である9月8日までに原告からも控訴状が提出をされなかったた

め、食器の目的外使用に関する訴訟につきましては、市の主張が認められ、判決が確定いたしましたことを御報告をいたします。

また、残りの2件の訴訟は、同様に合併前、旧美祢市においての平成15年度及び平成18年度のサービス委託料の過払いに関する事件であり、配食サービス事業者が配食サービスの委託料を多く請求して市に損害を与えたとして、市が当該配食サービス事業者に対して損害賠償を請求することの義務づけを求めるとともに、市がこの請求を怠っていることが違法であることの確認を求める訴訟であります。

合併後の現在の美祢市が引き継いでおりますこの委託料の過払いに関する事件の判決は、市は配食サービス事業者に対して、総額で347万1,909円と年5分の遅延損害金を併せて請求することと、市がこの金額を配食サービス事業者へ請求しないことは違法という内容であり、大変厳しい結果となりました。

山口地方裁判所の出されました判決は、厳粛に受けとめなければなりません。しかしながら、市が裁判において主張してきたことが認められず、このような判決が下されたことに対しては、まことに遺憾であり、弁護士とも協議した結果、控訴することに決し、去る9月7日に広島高等裁判所あてに控訴状を提出いたしましたことを、ここに御報告をさせていただきます。

ここで、今回の裁判の事案となりました配食サービスの経緯について御説明を申し上げます。

旧美祢市では、平成8年5月から老人福祉法による在宅福祉サービスのメニューであった配食サービスを、市内の二つの社会福祉法人に委託をして開始をいたしました。平成12年4月からは老人福祉法の改正によりまして、介護予防生活支援事業が始まり、そのメニューの一つとして配食サービス事業が組み込まれました。これによりまして、国が示しました実施要綱には食事をつくるのが難しい御高齢の方に対し、定期的に訪問して、栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、利用される御高齢の方の安否の確認を行うことが配食サービスの実施方法として記載されたところであります。

この平成12年度における高齢化率は、国が17.4%、県が22.2%であったのに対しまして、合併前の旧一市二町では28.7%と、国や県の比率を大きく上回っている状況にありました。この時点で、今後の高齢化率はさらに増加することが予想されたと。実際に、平成23年度の高齢化率は約33%となっております。

そうということが予想され、御高齢の方が必要とされる福祉サービスを提供することは行政の責務であると考え、旧美祢市と旧秋芳町は平成12年度から、旧美東町においては平成13年度から老人福祉法の介護予防・生活支援事業としてのメニューである配食サービス事業を実施したところであります。

また、続きまして、平成18年度からは、老人福祉法で行われてきました配食サービスが、介護保険法の地域支援事業により行われることになりましたが、合併前の旧美祢市、美東町、秋芳町の一市二町では、それぞれ福祉サービスの後退を招くことがないよう、引き続き取り組んでまいったところであります。

さらに、平成20年3月の旧一市二町の合併以降も、地域の御高齢の方が住みなれた地域で安心をして、その人らしい生活を継続していくことができるようにするため、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする介護保険法の地域支援事業として、事業を継続しているところであります。

ちなみに、配食サービスの平成22年度実績では、本事業をお受けをいただいております市内5事業者、五つの事業所がございます。また、これによりまして、年間総配食数1万9,104食をお届けをしておるところであります。御利用いただいております調理が困難な御高齢の方々や交通手段が御不便な御高齢の方等から、大変喜ばれておるところでございます。

第1次美祢市総合計画には、御承知のように、五つの大きな柱である基本目標がございます。その一つが安全・安心の確保であります。その基本目標を達成するための基本方針の中にひとにやさしい、医療・福祉が充実したまちづくりがございます。

配食サービスは、高齢化の進んだ本市のような中山間の市にとりまして、医療・福祉が充実をしたまちづくりに欠くことができない重要な事業であるというふうに認識をしております。

今回の判決は、合併前の旧美祢市における平成15年度及び平成18年度の配食サービス事業に対するものでありますけれども、これを容認をいたすれば、今後配食サービスの受託をしていただいております事業者、先ほど申し上げた五つの事業者、この方々が本事業から撤退をすることも考えられ、そうなりますと、いわゆる生活弱者でいらっしゃる方々の大きな影響を及ぼしかねない事態が憂慮されるところでございます。

また、配食サービス事業を取りやめるとなると、先ほど申し上げた、本市総合計画の基本目標の一つである安全・安心の確保の達成は困難な状況となります。

さらには、多くの地方公共団体で同様な形で配食サービス事業を実施をしておりますが、他の地方公共団体の今後の事業の実施につきましても、少なからず影響を与えるものと推察をいたしておるところであります。

このように、この判決を容認することによる影響は、非常に大きなものがあると考えておるところであります。

すなわち、最終的には、国民、市民の皆様の安全・安心を確保するためのサービスが低下することや衰退することがあってはならない。また、もとより市の主張が認めていただけるとの判断から控訴に踏み切ったものであります。どうか、議員の皆様、市民の皆様の御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げますところでございます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（秋山哲朗君） これにて市長の報告を終わります。

これより報告の質疑に入ります。質疑はありませんか。河村議員。

19番（河村 淳君） 市長さんに一言、御意見を私のほうから述べさせていただきます。

今の説明で大体の控訴、高等裁判所の控訴した理由を簡略に申されましたが、私としては、そういうふうにされることはええことかもしれんですが、要はこの問題についてはある程度行政訴訟だと解される面が多いと思うんですが、今まで、きょうのような控訴したよという報告であったわけですが、なぜこの会期中にまだ控訴するんなら議会のほうへ、こういうことで私は控訴したいがということが一言、説明あったらえかったような、私は思っております。それについて、私のこれ意見でございますが、その辺のことがどうでできんやったかということも、きょう報告になっておりますが、先ほどから市長の言われるように、これは旧美祢市の発想でなっちょる、旧市町村合併、前の問題であり、美東町の、私、美東町の住民ですが、美東町の人からもいろいろと判決があつて初めて知ったと。こういうことがどうやったかと私のほうでも、意見が、電話等入ってくるわけですが、それについては、当初のこの起こりちゅうのが私もよくわからんのやけど、旧美祢市の時代でこの辺になってきたと思うんじゃけど、やからこの辺について控訴されたということも、

この前の新聞で皆さんが見られたと。上訴されたちゅうこともわかった。これはどうなっちゃうかというのも私も聞かれるんじゃないけど、ここのところが弁護士と相談した上で市長も考えるということであったので、まだ我々は何もわからんという答弁しようわけですが、今説明がありました、その辺について、市長さんがどういうふうに思われるかお伺いします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 河村議員の、御意見というか、御質問ですが、冒頭、今、申されましたけれども、私のほうに相談があつてしかるべきじゃないかというふうにおっしゃいましたけれども、このことについては、行政が行政として責任を持って対応するという事案でございます。ですから、しかしながら、議会、それから市民の方の御理解が要るということで、本9月本会議の冒頭、9月1日の日にこういうふうな形で判決が出たけれども、このことの詳細については、顧問弁護士と相談をさせていただいて、この議会の会期中にきっちり報告をさせていただくということは申し上げておいたはずで、そのことがきょうであるということをお理解をいただきたい。これも議会の日程等勘案をしまして、きょうに議長の御配慮でさせていただいたということをお理解をいただきたいということですね。

それと、今の訴訟が、河村議員のお友だちかお知り合いの方からよう知らんやっただということをお聞かれたということですが、何度も申し上げますけれども、合併前のことでございます。このことずっとそのまま新しい市になりまして、引き継いでおいて、私もこの初代の新美祢市の市長になって、この案件を引き継いだということ。ですから、このことは、この報告でも申し上げたように、行政として安全・安心の町をつくっていく上において、必ず絶対必要な配食サービス事業であるから、これを失うことがないように、生活弱者の方々がお困りにならないような形できちっと対応していきなさいよということをお担当部署に申し上げておいたということですね。

これは裁判に係ることですから、その裁判の中身を縷々全部出すということではできません。係争中でございますから。そのことも議員は御理解をいただきたいということ。ですから、こういうふうな大きな節目には、行政としてきっちりきょうのような形で御報告を申し上げるということですね。

ですから、今後も控訴審が始まりますけれども、この係争の中身について係争中

のことは出すことはなかなかできませんので、大きな節目節目では議員の方々、それから市民の方々にちゃんと報告をさせていただきたいというふうに思っています。この辺を御理解を賜りたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 河村議員。

19番（河村 淳君） よくわかりました。よくわかりましたが、今度、高等裁判所のほうへ控訴されるということは今聞きましたが、これの結局費用というものは、当然これ裁判費用、弁護士料が当然ついてくると思いますが、この辺についてはどういうふうに考えられておられるか。補正でも組まれるか、どういう考えですか。

議長（秋山哲朗君） 金子市民福祉部長。

市民福祉部長（金子 彰君） 只今の河村議員の御質問でございます。

当然裁判にかかります費用は必要なものでございますが、現在、総務課、総務費のほうで裁判費用がございます。それによって対応をしていきたいというふうに考えております。また、当然その裁判費用、もし多くなりまして、その予算では足りないということでしたら、また改めて補正予算等を組むような形になるかどうかというふうに思います。

以上です。

19番（河村 淳君） はい、わかりました。

議長（秋山哲朗君） 河本議員。

10番（河本芳久君） これまで、議会ではこの配食サービスにかかわる事件については審議もなされてなかったかと思い、というのは係争中であり、やはりその成り行きを見ないと発言もできない。そういうことで控えておりましたが、一応一審判決というのは出ております。で、この一審判決も一つの判決としては重く受けとめなくてはならないと、こう私は受けとめる。

で、今、市長は一審判決について不服であると。裁判の途中において、十分市は主張したがこれが認められなかった。で、このことについて、十分主張されたが二審について今後係争する中で、新たなこれを覆す証拠なり、真実が出てくれば、私は当然これは不名誉なことであり、他への影響があるので、市が控訴されることについては理解を示すわけですが、一審の判決以外に、可能性として、そういう証拠というものを考えておられるのかどうか。特にその主張を認めてもらえなかったと

いう、その点がどんな点であるか、ちょっとわかりませんのでお答え願えたらと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 河本議員の今の御質問ですが、もとより、今報告でも申し上げましたとおり、裁判所の判決というのは重いものでございます。ですから、私も厳粛に受けとめて、行政として襟を正すべきことはちゃんと正していきたいというふうに思っております。ですから、このことだけに限らず、行政というのはいろんなことやっておりますんで、ベスト、遺漏がないよう目指して、職員一丸となって頑張ってくれておりますけれども、そういう間違いがないように、今回が間違いという意味じゃないですよ、ないように、襟を正すということの大きなきっかけでもあろうかというふうにも思っております。

それと、今回の控訴をさせていただいた理由は、考え方をお述べをして、それと十分控訴審ができるというふうなことを顧問弁護士の方と協議をさせていただいて、確信ができたということで控訴をさせていただくということでございます。控訴状を提出しまして、50日以内に高等裁判所のほうに控訴理由書というものらしいですが、私もこのプロじゃないですから、はっきりわかりませんが、それをお出しをしていくという形になっておるようです。

この中で、弁護士のほうはきっちり係争に耐えられる、そしてちゃんと判決を、我々が望んでおるような判決をいただけるようなものをお出しをしていくというふうな形で提出するというふうに弁護士のほうから伺っております。この中身につきましては、これから係争が行われますんで、一審のいろんなことがありました。ですから、それを踏まえて、今度は新たにいろんなことを付加した上で係争となっていくということになるかと思っておりますんで、ちょっとこのことにつきましては、私も中身については、今は控えさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 先ほど、河本議員も質問されたんですが、一審の判決は1、2、3、4の3、4は、美祿市側に違法だという判決が出されているんですね。私たちが知る範囲では、まあ、NHKのマスコミ等なんですが、契約違反だということが共通した報道の中身です。そうすると、美祿市が、少なくとも判決文に基づい

て何が違法だと指摘をされたのか、少なくとも説明責任はあるだろうと思うんです。

それから、先ほどの市長の報告によれば、河本議員はちょっと優しいんじゃないかなと思うんですけど、一審の受けとめ方が、市長が本当にどう真摯に受けとめているのかといった点では、報告の内容が極めて不十分だと思います。で、極めて不可解なのは、その判決が平成15年と18年、これを市民の方はたくさん聞かれるんです。何で16と17はないのかと。そうした点も含めて、市長は先月判決が出されたときに即日コメントとして判決文が届いていないと。判決文を精査した上でということをもマスコミに、直接ではないが市長のコメントとして流されているんですね。そうすると、判決文を当然精査をし、弁護士と協議をし、上告するということならば、判決文で、少なくともマスコミで流れている市民が不可解に、疑問に思っていること、それが一つは、一審で違法だという指摘を受けながら、判決文が届いてないからコメントできないと。これは少し不誠実ではないかという声があります。

それから、その後、1日に確かに議会開会の冒頭に若干の経過報告はあったんですが、その中でも判決を言葉としては真摯に受けとめるという内容はあったんですが、中身に触れた内容は全くなかったと。ですから、何が違法だと。しかも、もう一つは15年から18年にぴっと飛んでいると。こうした、マスコミを通じて流されている情報に対して、市民が持っている素朴な疑問には、もう少し詳しくお答え願いたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 金子市民福祉部長。

市民福祉部長（金子 彰君） 南口議員の御質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の、何が違法であったのかという御指摘が裁判所からあったかということでございます。これにつきましては、旧美祢市の、只今事案となっております平成15年、平成18年の事件でございますが、このときに配食サービス事業者と委託契約を交わしております。その委託契約書の中に精算条項というのがございまして、1食当たり1,000円で配食サービスをやっていただくという契約をしておったところでございますけども、1,000円かからなかった場合につきましては、その差額を市のほうにお返しをいただくというような委託契約書になっておりました。これが、市の主張でございますが、一応1,000円かかったという主張をしたわけでございますが、これが裁判で認められず、1,000円かかって

ないという御判断のもと、その差額分を市に返してもらえというような判決であったということでございます。

それと、16年、17年、間が飛びまして16年、17年、これについて請求が、訴訟が起こされてないということでございますが、これについては原告の御判断というふうに思いますが、まず訴訟につきましては、基本的に住民監査請求をまず行うということになっております。従いまして、今現在で、16年、17年につきましては、住民監査請求はないということで判断をしております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 契約違反条項では、契約の中に、今の部長の説明であれば、契約書の中に、その1,000円経費が満たなかった場合は返還するという条項があったという説明だったんですよね。それから、先ほどの市長の説明の中に、旧美祢市というのを非常に強調されるんですいね。じゃあ、20年以降の、まあ、旧美祢市っていやあ、前市長と前々市長の頃から配食サービスは始まっているんですが、現市長の20年以降は、契約書そのものが変わったというように受けとめられるんですね。で、それがどうなのかがとりあえずお聞きしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 金子市民福祉部長。

市民福祉部長（金子 彰君） 南口議員の御質問にお答えいたします。

合併後の平成20年度以降の契約書につきましては、精算条項はございません。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） なるほど、それで一つわかりました。この配食サービスにかかわる事件は、旧美祢市で議員である私たちもよくわからなかった。で、私、何度か傍聴に行っても訴訟の書類とか、それから契約書、業者との関係の契約書、これを残念ながら、手にすることができんのですね。で、市長が旧美祢市と強調とされるのは、旧美祢市では1,000円に満たなかった場合、経費の返還条項が契約書の中に謳われていたと、書かれていた。しかし、新美祢市の20年以降はそれを除いたということになるんですか。返還条項がなくなったということなんですかいね。それは何で。そこが一番疑問に思う。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 実は、この御報告でも申し上げましたけれども、これ老人福祉法によって、この配食サービス事業が出発しておるんです。で、かつてこの福祉にかかわるもの、いろんなことを民間の方をお願いをするけれども、まあ、このケースですよ。1,000円ということは、ほぼどこの市町村も同じで出発してます。1,000円もしくは1,050円とかですね、1,000円を超えておるところはありました。この美祢市、旧美祢市において、前の美祢市においては、この精算条項があって、1,000円に満たないものについては、その差額を市に返してもらうという要件が1個あったんですよ、1項目。ところが、旧美東町、秋芳町にはその精算要件なかったんですよ、ないんですよ、ないんですよ。旧美祢市だけがあったんですよ、この合併した一市二町では。例えば、この1,000円をもし事業者の方が上回って使っておられる場合、先ほど申し上げたように、このケースはただ弁当配るだけやないんですよ。安否確認をしてもらう、そして、その健康に係ることをこの食事を配っていただくときに、おじいちゃん、おばあちゃん、こういう形でこれはちゃんと食べるにやいけないよ、これはこういうものだからね、というふうな栄養指導もしていただくということも含めてます。

それと、この美祢市のような中山間はこの1軒をお配りをするのに、例えば20分ぐらいかけて行って、そして1軒と、これをおじいちゃん、おばあちゃんにお渡しをして帰るということで、非常にある意味コストがかかるんですよ。そういうふうなことで1,000円を超えた部分においては、追加で市がお金を出すということはどうもなかったです。

ところが1,000円かかってないんじゃないかということがわかったときには、その差額分、例えば900円しかかかってないと認められたときには、その差額分の100円を返してくださいよという条項が1項あったんですよ。それに基づく、今回は訴訟ということです。

ですから、五つ事業者がおりますけど、皆それぞれが御努力をいただいて、儲かるような仕事やないんですよ、先ほど申し上げたように。こういうふうな中山間の地域において、この配食サービス事業というのは欠くことができないものであるけれども、とても、もうこれは儲けるようなものじゃないですよ。もし、儲かるようなものであれば、どんどん事業者が入ってこられて、事業参入、私にやらしてくれ私にやらしてくれということであがると思いますけれども、そういうものではない

ということも御理解をいただきたいということで、いろんなこと勘案をしまして、今、恐らく全国でこの配食事業をやっておられる自治体につきましては、この精算要項はないと思います。まあ、一部残ってるところがあるかもしれませんが、ちょっと全国調べてませんから、この精算要件はないと思います。

それが、合併前の、一番最初に出発したとき、平成8年から始まって、平成12年から本格的に行われてますけども、精算要項があったということに基づくその訴訟ということですね。ですから、現在は私が市長になりまして、全体をかんがみて、周りも調査をいたしまして、実態も調査をして、実態に合った形に今変えております。その上で、平成20年にそういう形で新たに出発をして、その後、また22年に市要綱の見直し、それからガイドラインも策定をして、きちんと今事業をしております。五つの事業者の方にも御理解を得て、どうにか、この美祢市のようなところにはもうなくてはならない事業だから、お願いをしてやっていただいておりますというのが実情ということですよ。よろしいですか。

議長（秋山哲朗君） ちょっと待って、先に三好議員の。はい、三好議員。

6番（三好睦子君） 先ほど、今回の控訴で理由を述べられましたが、裁判所が返還しなさいと言ってるのを、これを不服で控訴されたんですが、その理由として先ほど述べられましたが、容認すれば5業者が本年度から撤退することになると言われましたが、容認すれば事業者が撤退することになるとするのは、もう少し詳しく、どういうことであるのか教えていただきたいです。

それと、取りやめるとこういった場合、他の公共事業の団体に影響があるということはどういうことでしょうか。

それと、5業者があると言われましたが、その5業者が撤退することになると言われましたが、その5業者の事業量というんですか、それをお示してください。

議長（秋山哲朗君） 先に金子部長のほう。

市民福祉部長（金子 彰君） 只今の三好議員の御質問でございます。

まず、最初に、5業者の事業量につきましてお話をさせていただきます。先ほど、市長のほうから報告がありましたとおりでございますが、平成22年度におきまして、1万9,104食を5事業者の方で配食をしていただいております。一番少ないところでございますが、12食というのもございますし、一番多いところで1万1,000を超える配食をしていただいているところでございます。

それと、5事業者が撤退をするということで冒頭に御質問がありました、これにつきまして、今回のような判決が出たということでございまして、今後、その事業者に係る件につきましても、同様の訴訟等がされる恐れもあるというふうに判断をされて、事業者の方がそしたらその配食サービスにつきましては、やめたいがというようなお話もあろうかというようなこととございまして。

また、他市に影響ということとございまして、これにつきましても今申し上げたとおりでございますが、他市でも同じように委託で配食サービスを行っております。従いまして、その配食サービスの受託事業者がそういうお考えを持たれたときに、そういったことも起こり得るのではないかとということで、影響が出てくるのではないかとというような報告を市長のほうからさせていただいたところでございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） 今の説明は全く反対だと思います。やはり5業者が1万9,104あったと言われましたけど、今の問題になってるのは15年と18年が今回のかかったことで、22年度があったわけではないのじゃないんでしょうか。済いません、22年度までにそれだけあったのに、私が知りたいのは15年と18年、だから、そうですね、これが始まったのが平成の12年からこの事業が始まってますが、それからのをずっと合計ではなくて、その詳細が知りたいです。

それと、先ほど、1,000円に満たないときは返還をしてっていう条項があるんですが、その1,000円になってるのかそれになってないのかという、調査っていうか、それはどういうことでやられるんでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 三好議員、今言われたのは年間ですか、今までの配食サービス事業始まってトータルの話ですか。

6番（三好睦子君） トータルで1万9,000……

議長（秋山哲朗君） それは年間ということで……

6番（三好睦子君） 年間で、22年度でそれだけあったんですね。そしたら15年、18年教えてください。12年から教えてください。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 三好議員、今の金子部長の説明にそれは違うとおっしゃいま

したよね。今、三好議員がおっしゃっておられるのは、これからの、今やっておられる事業者がいらっしゃいますよね、のことに、平成15年、18年のことは違うんだから、それは今からの事業者にとって影響がないんじゃないかという言い方だと思います。というのが、なぜかと言いますと、今やっていただいております事業者の方々は、ほとんどその15年、18年のときにやっておられたんですよ。今、訴訟が出ておられる事業者と同様な条件で皆さん、やっていただいたと。そうすると、1事業者に対する訴訟であって、それを市が、ああ、わかりましたということ認めてしまいますと、全く同条件でやっていただいていたほかの事業者について、まあ、いみじくも言われましたよね、1,000円かかっただかどうかわかちゅうことが言われたでしょう。そうすると、さかのぼって平成18年、15年、現在やっていただいておりますその事業者の実績が皆出とるんで、そのときの、やられた事業実績がそれぞれの事業体から出ておって、それを認めて県にも報告して、国にも報告して、いいですよという形で仕事は済んでいったわけですよ。そうすると、この訴訟を受け入れて、判決を受け入れて、山口地方裁判所の、わかりましたということになりますと、平成15年、平成18年度にやっておられた、ほとんど現在の事業者の方々ですが、のその過去のことにしても一遍出ておられるその実績報告が適正であったかどうかというのをさかのぼって、全部調査をするようになるでしょう。そうすると、大変なことが起こりますよね。これ、全国同じことが言えると思います。

ほぼ1,000円で皆、どこもやっていただいていたんですよ、全国の事業者。同じことが起こってくるということで、大きな影響を及ぼす可能性があるということをお知らせしたんです。影響を及ぼす断言はしません。しかしながら、それぞれ一生懸命やっておられる事業者の方々は、こんなに一生懸命やっておられるのに、こういうふうな形で訴訟が出て、判決、負けたということ行政が受け入れたとなると、我々がやってきたことも同様なことが起こり得るんじゃないかということで、今後、これから、その事業をやっていく意欲がなくなってしまう可能性があり得るなということで、そうすると、結果として生活弱者であるお年を召した方々、車の運転ができないとか買い物行けないとか、そして日々の食事がどういうふうなもの食べたほうがいいかわからないという方々、お困りになるということが起こるのは、私は現在の美祢市の市長として、それは耐えられないと。この高齢化の進んだこの美祢市において、その方々があつてこの美祢市があるということがありますんで、その

ことを申し上げたということですね。それから、数字のことについては、また金子部長のほうから説明をさせます。

議長（秋山哲朗君） 金子市民福祉部長。

市民福祉部長（金子 彰君） 配食サービス数の実績ということで御質問がございました。

平成12年度から申し上げたいと思いますが、これは平成19年度以前につきましては、旧一市二町ベースで申し上げます。平成12年度におきましては1万6,500、約で申し上げたいと思います。平成13年度につきましては3万5,900、平成14年度につきましては3万7,400、平成15年度につきましては3万6,000、平成16年度におきましては3万5,000、平成17年度におきましては3万4,000、平成18年度におきましては2万2,000、平成19年度におきましては1万8,000、平成20年度におきましては約1万5,000、平成21年度におきましては1万4,400、平成22年度におきましては、先ほど来申し上げておりますように、1万9,104食でございます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） それで、判決で、裁判所からの水増しされているということは、請求書とか、そういった利用者さんからの契約書とかでわかっていたのではないですか。その水増しされていること知っていたはずなのに、知らないわけではないと思いますが、毎月の、そういった今の食事のあれはわかりましたが、請求書はどうなっているんですか、内容はチェックされなかったのかどうか、もう一度お尋ねします。

議長（秋山哲朗君） 金子市民福祉部長。

市民福祉部長（金子 彰君） 実績報告書が提出をされます。その実績報告書の数字によりまして、我々は判断をしております。その実績報告書の数字では、配食サービス1食に当たりまして1,000円かかっていたというような実績報告書が出ておりますので、当然我々はそれを信用をして精算はしておりません。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） 報告書があって、毎月、毎月でしたっけ、毎年、1,

000円かかっているかどうかということを調べてないということが、そもそもの間違いではありませんか。

議長（秋山哲朗君） 金子市民福祉部長。

市民福祉部長（金子 彰君） 実績報告書におきまして、数字は1食当たり1,000円かかっているということでございますので、それ以上は調べておりません。以上です。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） なぜ調べられなかったんですか。

議長（秋山哲朗君） 金子市民福祉部長。

市民福祉部長（金子 彰君） 市と配食サービス事業者におきましては、委託契約書を締結しております。その委託契約を締結するにおきましては、当然それぞれの信義則、信義に基づいて契約を結んだものでございます。従いまして、実績報告書で1,000円というふうな数字を出された限りは、市としてはそれを当然信用してお支払いをするということで考えております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） 条項の中で1,000円かからなかった場合は戻しなさいよってあるのに、それを無視されたわけですね。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 三好議員、今、金子部長が申し上げたでしょう。実績報告書は、旧美祢市のことではありましたが、その当時のその担当部署のものがきっちり実績報告書、その当時は事業者の数も違いましたけれども、それぞれから出たところの実績報告書をちゃんと精査をして、1,000円かかっているということを確認の上、委託料をお支払いをしてということですね。ですから、無視をしたとかいうことはないんですよ。例えば、1,000円のところが900円しかかかってないのが出たから、それを無視して1,000円払いましたよと、そんなことは一切ありません。

すべからく、この世の中というのは官と民とか民と民にかかわらず信義則によって成り立っておりますので、もし、そういうことが起こり得ることがあってはいけないので、監査があるということですね。もしもですよ、もしも監査をされる段階

でこれはもう少し深く調査をしたほうが良いということであれば、その時点で監査を行っていただいて、掘り下げていって調査をするということが起こる、これはすべからくのことに言えることです、でしょう。

議長（秋山哲朗君） 三好議員、いいですか。

6番（三好睦子君） 私ばかりしゃべっていけないので、20日の一般質問で、この件については詳しくさせていただきます。

議長（秋山哲朗君） 河本議員。

10番（河本芳久君） それじゃ、1件ほど。我々が今9月1日の市長の説明、そして今回、この2回を通して、裁判の経緯なり判決の内容を概要としてつかんだわけです。しかし、大半はマスコミの報道で私たちは、市民の多くは内容を知ったと、判決内容を知ったと。で、マスコミの報道の中に、いわゆる差額をだまし取ったという、そういう報道内容が数社あるわけです。

今、三好議員の、いろいろ質問の中に、そういう差額をチェックしておるが、「だまし取った」というようなきつい言葉で、しかも判決にそれが書いてあるのかどうか、これはマスコミがこういう言葉を流したのか、その辺の真相がやはり市民としては理解に苦しむんじゃないだろうか。こんなきつい言葉になるということはどうしてだろうかと、この点、判決文を見ないとわかりませんので、何とも言えませんが、我々の手元にはそういったものはございませんが、それに類するような判決内容であったかどうかお伺いいたします。

議長（秋山哲朗君） 金子市民福祉部長。

市民福祉部長（金子 彰君） 只今の河本議員の御質問でございます。

私も今回この裁判に携わることになりまして、判決文とか裁判所に提出するそういう書類につきましては、大変厳しい文言等が書かれてございます。それにびっくりしたわけでございますけども、この、先ほどおっしゃいました、だまし取られたというふうには、我々は現在のところ当然控訴をしたわけですから、当然そのようには考えておりません。だまし取られたということはないというふうに思っております。ちょっとお答えになるかどうかわかりませんが、答弁させていただきます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 河本議員。

10番（河本芳久君） 控訴されるわけですから、市の立場では、そういうだまし

取られたことはない、確信を持って言えると、我々もそれを信じておるが、しかし、マスコミがどういう判決の文言でだまし取ったという表現をしておるんか、その辺が聞きたいんです。

議長（秋山哲朗君） ちょっと1時間越しますので暫時休憩したいと思います。

11時10分まで休憩をしたいと思います。

午前10時55分休憩

.....

午前11時11分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

金子市民福祉部長。

市民福祉部長（金子 彰君） 休憩前の河本議員の御質問でございます。

判決書の主文におきましてはそのような文言はございませんが、判決書の中に裁判所の判断という部分がございます、その中には、「美祢市から上記差額金を騙取したものであるから美祢市に対する不法行為が成立する」というような文言がございます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 河本議員。

10番（河本芳久君） 今、主文ではなくて判決書の中にそれに類する言葉が、騙取ですか、（発言する者あり）騙取.....

市民福祉部長（金子 彰君） はい、そうです。

10番（河本芳久君） 騙取、まあ、余り聞きなれない、使っていないけれども、裁判用語かどうかわかりませんが、「騙取」というのはイコール「騙し取る」という、そういう意味合いにつながるわけですね。

議長（秋山哲朗君） 金子市民福祉部長。

市民福祉部長（金子 彰君） 「騙取」につきましては、音読みいたしますと「騙す」という字でございます、「取」は「取る」ということでございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） よろしいですか。

10番（河本芳久君） はい。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番(岡山 隆君) それでは、先ほど来よりこの配食サービスに係る訴訟について、審議、質疑が行われているわけでありましてけれども、今後、広島高裁のほうに控訴するというので、今後、争われるということでもあります。いずれにしても、まだまだ今から裁判ということで、まだ結審したわけではありませぬので、今後、結審した際には、またきちっと判断していかなければならないというところで、そのまだそこまでいっていないのに想定で、まあ、市も思いがあつて、前市長、前々市長からのこの老人福祉サービスにおける配食サービスということで、そういった誠心誠意事業を行ってきた背景があると思つております。

それで、今回、市と思ひ、またNPO関係からその辺の思ひで裁判になつてきたわけであります。それで、私も美祢市におけるこの配食サービス事業、私も現場に行きまして、現場の収支までは、さつき話しあつたように、税法上の言葉ですけれども、「信義則」という言葉が非常に大事な言葉として出たわけでありましてけれども、あくまでも相手の信用というのを重んじて、そして事業をきちっとやつていくということで、それは非常に大事なわけであります。

それで、私も今回何業者か回りまして、この配食におけるその食事、実際、何て言いますか、ちょうどたまたま2ヶ所、私が訪問しているときに配食が配られまして、業者さん違つてました。皆、私は見ました中身、ごはんとかおかずとかチェックいたしました。そして、基本的には、内容的にはどこの業者さんも食事の中身に関してはそんなに変わらないなという印象をしっかりと受けました。そして事業所にはチェックとか健康かどうか、その辺のチェック、異常なしかどうか、その辺も一人ひとり名前があつてチェックされてました。それで、たまには、何て言いますか、湯が、ガスがついてかけっ放しであつたとか、そういったこともあつて、非常に独居老人の配食サービスというのは、そういったところをきちっとチェックしてゐるんだなということもちょっと見まして、非常に大事な部分をやっぱりこの配食サービスというのは担つているということを感じました。

それで、何が言いたいかと言いますと、私は、今回のこういった訴訟に関しては、ランチ工房が対象になっておりますけれども、私はきょう市民福祉部長と話し、今回こういった内容ちゅうのはほかの事業所も全く同じ、NPO法人から逆に訴えられてもおかしい話だなという形でちょっとお話ししたんですけれども、それは先は話し合つて、全国の業者もなつていく。その辺が非常に市民の皆さんにとつ

ては、そこが違うんだという方もおられますので、今後、今回の裁判にあったこと、今後あった、詳しいところまでは説明してくださいとは言いませんけれども、今後、議員の方々、皆さんに対しても、もう少し具体的な、小さいところまでいいけれども、大体大まかなところの流れとして、こういうふうになってるとかいうのをしっかりと、その辺を今までちょっとされていなかった。今後、高裁で争われますけれども、今後、その辺の経緯については、議員の皆さん、市民の皆さんに情報を提供する意思があるかどうか、まず、この点についてお尋ねしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 金子市民福祉部長。

市民福祉部長（金子 彰君） 今後の控訴審におきまして、節目節目には市長と相談をしながら、議員の皆様にご報告をするかどうかを判断したいというふうに思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） 今後、議会側のほうにもそういったことをきちっと説明をされるほうが、こういった質疑も、非常に皆さん、意思の疎通が私はできるんじゃないかと思っています。それがちょっと若干今までちょっとなかったものですから、いろいろこうやって質疑がたくさんある。まあ、いいことなんでしょうけれども、その辺をもう少し議会側も理解して、本質のところをしっかりとついていくと。そこをやりとりすると。そういう方向でしっかりと今後進めていっていただきたいことをお願いします。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 河村議員。

19番（河村 淳君） 要は、これは一応、市の市長のほうの上訴、高等裁判所へ一応上訴されておるんじゃないから、これについてはもう今、騙取とか、だまし取るとかというようなことがあったが、だまして取られておらんということでこれ上訴されていくんじゃないと思うから、これについては、今後、その問題がどういうふうになるかわからんですが、市長にちょっとお尋ねしたいんですが、今、上告されておりますが、高等裁判所へ一応されておりますが、これを50日以内なら50日以内に弁護士との相談で、これを取り下げるということはあるものかないものか、その辺をもう一度説明をお願いします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 今の河村議員の御質問は、広島高等裁判所に対する控訴状を取り下げるという意味ですか。（発言する者あり）いや、ないです。取り下げることはありません。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑は、三好議員。

6番（三好睦子君） 20日に一般質問すると言いましたが、ちょっと参考にもうちょっといただきたいんですけど、先ほど食数の報告をいただきましたけど、5業者の、事業所が5業者あるということで、その5業者の食数を年度別にお示しいただきたいと思います。メモで先ほど書きましたけど、5業者となればなかなか書き切れないので、書面でお願いいたします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 三好議員、5事業者のそれぞれの食数を年度別、それは現在が5事業者ですが、合併前ですよ。この裁判にかかわる案件については合併前のことです。ですから、旧美祢市、旧美東町、旧秋芳町でやっておられた事業者がそれぞれおられます。で、その中の一部の方々が、まあ、一部というのは大半ですけども、今、新しい美祢市、現在5事業者でやっていただいているということですから、すべての事業者さかのぼりますと、もっと大きな数になりますが、それぞれの年度ごと、初めからですか、食数の。それを文書でというのが、表か何かで出してほしいという意味ですか。

議長（秋山哲朗君） ちょっと、三好議員、通告内容がこのたびの配食サービス事業についての裁判所の、市が損害賠償を求めないのは違法とする判決についてということなんですよ。これは、他の配食業者の一般質問をされるということですか。三好議員。

6番（三好睦子君） きょうの説明があったので、私の通告、一般質問しました通告は少しは内容変わるかと思います。きょうの説明がありましたので。

議長（秋山哲朗君） 通告外になってますからですね。

6番（三好睦子君） より深く質問させていただきます。

議長（秋山哲朗君） それは、あくまでもこの配食サービスの案件についてということですか。

6番（三好睦子君） はい、今回の件について。

議長（秋山哲朗君） これは他の配食業者に対する、今の資料請求というのはちょっといかがなもんかなというように思うんですけども。

6番（三好睦子君） 12年度、今回、問題になってる12年度から合併前の18年まででもいいです。お願いいたします。

議長（秋山哲朗君） 一般質問の通告内容と他の配食業者との関連性があるようにはちょっと思えないので、今、ちょっと私のほうから三好議員のほうに申したんですけども。

6番（三好睦子君） 参考資料でいただきたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 私のほうは、旧美祢市、美東町、秋芳町の時代のデータ、皆、持っておりますから出すことはやぶさかではないんですが、ただ、具体的な事業所の名称が入ってますんで、そのことについてどうかなというのがありますから、それがA事業者とかB事業者とか、そういうふうな形でいいですか。（発言する者あり）具体的などこの会社とか、そういう名前じゃなしに、A事業者、B事業者、C事業者と、旧秋芳町においてはA事業者、B事業者、そういう形でいいですか、それならお出しできますよ。

議長（秋山哲朗君） よろしいですか。なるべく一般質問の通告に沿った質問にしていきたいと思います。三好議員。

6番（三好睦子君） 今は、無理なんでしょうか。だから、一般質問でもいいけど、今わかれば今いただきたいと思いますが、無理なんでしょう。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 先ほどから、この一般質問ということは何遍も言っておられるけれども、一般質問の通知書出しておられますよね、このことに関して。ですから、それに関連して、一般質問のときにそれを使われるということであれば、その一般質問のときにその資料を調整をしてきちっとお出しをしたいと思いますが、いかがですか。

議長（秋山哲朗君） よろしいですか。（発言する者あり）はい、田邊議員。

14番（田邊諄祐君） 二、三点、ちょっとお聞きしたいんですけど、今回の一審の裁判の件なんですけど、大体、一般的に言いますと、裁判ていうのはやっぱり役所とか官庁関係のほうは民間と争うた場合は、必ずちゅうことはないけど、まあ、

大体役所のほうが勝つんで、我々の、実際、生活の中でもやはりそういうんで裁判とかしようかと思っても、いや、田邊やめれと、それは役所に勝てるわけないということも多々あるんですけど、余程のことがないとやっぱりそういう判決にならない。これ、私個人の意見ですけど、それが一つ。

それからもう一つは、やはり、今さっき市長さんが言われましたように、前の市長のことだから自分には責任がないようなことを思われるような発言をされましたけど、世の中というものは、例えば親が借財を残すと、これは子は相続する以上は避けられないと。一般的に言って、やっぱり現在の市長が責任持つのはこれ当たり前の話だと思うんです。

それから、もう一つは、今、福祉とか介護をこれから高齢化社会で、市長は福祉とかそれから安全・安心について最重点でやっておられる。これはいいことなんですけど、これは市長の立場としては当たり前のことで、と私は思います。

それから、今回の問題については、市長の立場としてはやはり徹底的に、こういう問題が起こったんですから、やはり市長の側、中立の立場でやはり、どう言うのかな、あくまでも中立の立場を通すという気構えがないと、やはり、どう言いますか、公平な市政にはならないと思います、それが一つ。

それから最後に、今度控訴されるわけですが、自信を持っておられる、もし、破られたときには行政は責任を持たれるんですか。

以上ですけど。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 田邊議員、まず1点目ですが、民間と行政が訴訟、係争になった場合、まずほとんど行政が勝つという言葉おっしゃったけれども、田邊議員はどれほどの経験があって、どれだけのことをお聞きになって、見られて、それを言っておられるかわかりませんが、そういうことをおっしゃられたら、法曹界、裁判の立場は根本から崩れてしまいますよね。裁判というのはフラットの立場でやっておられます。それも、しかしながら、いろんな資料とか、それから最終的な判断は裁判官にゆだねられますので、万が一にも間違いがあってはいけないということで一審があって、二審があって、三審があるということで最高裁まで行けるという仕組みになってます。これが民主主義ですね。その辺をきちっと御理解をしておいていただきたいと思います。

それと、私が旧美祢市のことだから逃げているというふうにおっしゃったけれども、私は、今の市政というのは、何度も申し上げたけれども、旧、三つ自治体の行政行為を引き継いでいるという深い自覚があります。ですから、この裁判においても、私、美祢市長村田弘司が被告として受けているわけです。そして係争しているわけです。私はその覚悟でやっています。あなたはその覚悟がおありですか。私はあります。ということですね。また、あと何か言われたですね。

14番(田邊諄祐君) 最後、負けたときは行政が責任とられるわけですね。

議長(秋山哲朗君) 村田市長。

市長(村田弘司君) 今、申し上げたように、裁判というのは、今一審が判決出たところです。で、控訴審があります、高等裁判所。それでもまだ審議が尽くされていないというふうに判断をしましたら、上告、最高裁まで行くこともあります。しかしながら、その時点その時点で、常に私どもには顧問弁護士の方がいらっしゃいますから専門家と協議をさせていただいて、平等・公正な立場で判断を下してまいります。

今、あたかも私がある一定のものにくみして判断をしたらんじゃないかというふうな言い方をされたけれども、それはあなたが予断があるからです。予断を持って人のやっていることを判断されないように私は御助言を申し上げたい。私は平等な立場でこのことを判断しております。

以上です。

議長(秋山哲朗君) そのほか質疑はありませんか。岡山議員。

2番(岡山 隆君) もう1点、お話するべき点があったんですけども、もう1点、お話したいと思います。

今回の老人福祉法によるこの配食サービス、全国津々浦々、こういった事業が行われております。それで、大体どこも、先ほど1,000円ちょっと超えるところもあるけれども、大体1,000円じゃと。旧秋芳町、美東町もそうであったと。こういう形で、全国で同様な形、また配食の中身についても大体同じ状況ではなかったかと今判断しております。それで、今全国で、この配食で違法があったということで、裁判が今ほかのところで係争中になっているかどうか、そういったところがあればちょっとお話していただきたいと思います。

議長(秋山哲朗君) 金子市民福祉部長。

市民福祉部長（金子 彰君） 岡山議員の御質問でございますが、全国でそのような裁判があるということは、今のところ聞いておりません。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） 今、この美祢市で、もう全国、先駆けて、初めてのこういう裁判があるということで、ちょっと私もこういったことは、逆に言えば、今後、ほかの自治体でも起こる可能性はゼロではないなと、そういう思いも感じておるわけでありまして。今後、その辺については、先ほどからもちょっと言いましたけれども、具体的にどういったところに瑕疵があって、問題点があって、こういった裁判になってしまったのか、そこのところをしっかりとまた、何て言いますか、今回裁判をされた方の、その辺の思いとかいろいろあると思いますけれども、その辺の行政との行き違い、そこをどうか整合性を持って、今後わかりやすく、まだまだ市民の皆さん、わかんないところもたくさんありますので、どうか、今後、よりわかりやすいような努力を、さっき資料もちょっと出してくださいということを言いましたけれども、今後、より一層わかりやすい形で推し進めていただきたい。併せて、今、全国ではこういった係争がないということで確認しまして、また今後、こういう問題については美祢市で今ありますので、より市民、また議員の皆さんによりわかりやすい形で示していただきたいということを要望いたします。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 今、岡山議員がおっしゃったことは、本当にありがたい御忠告だというふうに受けとめております。先ほど襟を正すという言葉申し上げましたけれども、行政というのは本当にさまざまな仕事をさせていただいております。究極は、市民の方の福利厚生にあるというふうに思ってますんで、完璧を目指して仕事をしておりますけれども、先ほど瑕疵という言葉を使われましたけれども、何らかのやっぱり間違いとか、失敗とか、落とし穴とかということも、やっぱり人間がすることですから、あり得ます。ですが、あるということで甘えておってはいけませんから、常にそのことがないように心がけて、行政を公正な立場で進めたいというふうに思っています。

ですから、このことはいいきっかけになりましたんで、ほかのことも同様にやら

していただきたいということで考えております。覚悟を持って行政運営をしたいというふうに思います。そして、市民の方、議会の方にもきっちり御理解が賜るよう、その都度その都度、このことだけにかかわらず情報を、報告とかいろんな形でさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れでございました。

なお、議員の皆さんは11時45分より、議員全員協議会を開催いたしますので、第1、第2会議室へお集まりいただきますようお願いいたします。

午前11時35分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年9月12日

美祢市議会議長

秋山哲朗

会議録署名議員

岩本明夫

”

下井克己